

大船渡市総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1 大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び検証において、広く関係者の意見、提言を反映させるため、大船渡市総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 総合戦略案の作成及び調整に関すること。
- (3) 総合戦略の推進及び効果検証に関すること。
- (4) その他総合戦略に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3 推進会議は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間団体の役員等
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 推進会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 推進会議の会議は、その目的により委員の一部をもって開くことができる。

(部会)

第7 推進会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(協力の要求等)

第8 推進会議は、必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第9 推進会議の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月18日から施行する。

大船渡市総合戦略推進会議 委員名簿

※敬称略、五十音順

【任期：令和4年7月6日～令和6年7月5日】

氏名	所属機関等・役職名	備考
こむろ しのぶ 小室 忍	多機能型事業所「空の青」「海の碧」・管理者兼 児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者	
こんの りょうこ 今野 良子	キャリアパートナー・代表	
さいとう みつお 齊藤 光夫	大船渡商工会議所・専務理事	
ささき ひより 佐々木 陽代	LOVE大船渡プロジェクト実行委員会・実行 委員長	
しみず けいこ 清水 恵子	北里大学海洋生命科学部附属三陸臨海教育研究 センター・地域連携部門助手	
たかはし ただかず 高橋 忠和	岩手銀行大船渡支店・支店長	
ひじ とおる 臂 徹	総務省地域力創造アドバイザー、認定NPO法 人日本都市計画家協会・理事	
やまもと たけし 山本 健	岩手県立大学総合政策学部・教授	